

## 学研労協 NEWS ニュース

### 「労働法制改悪に反対する決議」決議を議員・政党に送付

学研労協では、10月28日開催の学研労協第36回代表者会議で提案された「労働法制改悪に反対する決議」を11月20日開催の第35期第1回常任幹事会（新旧役員参加）で確認しました。

11月21日、以下の代表者会議特別決議「労働法制改悪に反対する決議」を参議員・厚生労働委員25名、衆議員議員38名、各政党へ送りました。また、つくば記者クラブへも投げ込みしました。

学研労協は、これからの日本の労働者の労働条件に多大な影響を与える「労働法制改悪」に反対していきます。

#### 労働法制改悪に反対する決議

安倍内閣は、「有期雇用労働者特措法案」、「労働者派遣法改正案」を第187回臨時国会に提出している。前者は、高度専門労働者および高齢者に対して、労働契約法で定められた有期雇用労働者の無期転換申込権の例外を規定するものであり、後者は、企業が同一の業務について派遣労働者を受け入れる期間の制限をなくす一方で、同一労働者の雇用期間を3年に制限する等を内容とするもので、いずれも有期雇用労働者・派遣労働者の地位を一層不安定にするものである。さらに安倍内閣は、「残業代ゼロ」制度の導入や解雇規制の緩和等を画策し、大企業の求めに応じて「世界で一番ビジネスのしやすい国」作りに邁進しようとしている。

このような労働規制の緩和は、企業の「ブラック化」や横暴を公認することであり、それによって人々を劣悪な労働環境に追い込んでやりがいを奪い、労働者の地位と賃金を低下させる。その結果もたらされるのは、経済格差の拡大、国内市場の縮小による経済活動の低下、少子化の進行、失業や貧困、社会不安に対応するための社会的コストの増大等であり、豊かさや持続性の対極にあるような社会である。

学研労協は、政府が進めようとしている労働法制の改悪に反対するとともに、労働者一人一人が、安定して誇りをもって働ける職場と労働条件の確立と、これを通じて全ての国民が健康で文化的な生活を享受できる社会の実現を求める。

以上、決議する

2014年11月20日

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会第36回代表者会議